

令和 2 年 4 月定例会議事録

令和 2 年 4 月 9 日

鹿屋市教育委員会

○日 時 令和2年4月9日(木)
15時から17時まで

○場 所 教育長室

○出席者

教育長	中 野 健 作
教育長職務代理者	風呂井 敬
教育委員	蓑 田 繼 男
教育委員	早 川 雅 子
教育委員	東別府 睦

○関係者

教育次長	稲 村 憲 幸
教育総務課長	牧 口 充 文
学校教育課長	安 藤 晋 哉
生涯学習課長	鬼 塚 仁
教育総務課課長補佐	柿 内 徹
教育総務課管理係長	中 村 あけみ

○議事日程

1 開会

2 前回議事録の承認

3 教育長及び委員の報告

4 議事

- (1) 議案第1号 人事異動（鹿屋市職員）について
- (2) 議案第2号 人事異動（市費学校職員）について
- (3) 議案第3号 鹿屋市教育委員会の行政組織等に関する規則の一部改正について
- (4) 議案第4号 鹿屋市教育委員会関係職員服務規程の一部改正について
- (5) 議案第5号 鹿屋市教育委員会教育長の権限に属する事務の決裁規程の一部改正について
- (6) 議案第6号 鹿屋市学校管理規則の一部改正について
- (7) 議案第7号 鹿屋市奨学資金条例施行規則の一部改正について
- (8) 議案第8号 鹿屋市特別支援教育支援員設置要綱の一部改正について

5 報告

- (1) 看護専門学校国家試験結果報告について
- (2) 新型コロナウイルス感染症対策について

6 動議の討論等

7 その他

8 閉会

○議決事項

議案番号	件 名	審議の状況	採決次第
議案第 1 号	人事異動（鹿屋市職員）について	特記事項なし	原案可決
議案第 2 号	人事異動（市費学校職員）について	特記事項なし	原案可決
議案第 3 号	鹿屋市教育委員会の行政組織等に関する規則の一部改正について	特記事項なし	原案可決
議案第 4 号	鹿屋市教育委員会関係職員服務規程の一部改正について	特記事項なし	原案可決
議案第 5 号	鹿屋市教育委員会教育長の権限に属する事務の決裁規程の一部改正について	特記事項なし	原案可決
議案第 6 号	鹿屋市学校管理規則の一部改正について	特記事項なし	原案可決
議案第 7 号	鹿屋市奨学資金条例施行規則の一部改正について	特記事項なし	原案可決
議案第 8 号	鹿屋市特別支援教育支援員設置要綱の一部改正について	特記事項なし	原案可決

○議事要旨

1	開 会
教育長	新型コロナウイルスに関しては、子ども達や保護者に対し厳しい状況が継続している。鹿屋市では、さまざまな危機的状況を想定し、対策の検討を進めている。4月6日に小中学校、7日に鹿屋女子高校の入学式が執り行われた。肝属地区の教職員数不足は続いているが、期限付き採用等で補い、担任不在が生じないように教育事務所とも協力している状況である。
2	前回の議事録の承認
教育長	異議無く承認
3	教育長及び委員の報告
東別府委員	教育長がマスクの作成方法を動画で公開され、子ども達が学校で習い作成した。自分達で作成したのは楽しかったという意見があった。
教育長	屋内の教育活動は、教職員や生徒にマスク着用を指示しているが、不足する事が想定される。マスクを着用しない生徒に対しては手作りマスクを配布するよう校長を通じて指導した。
風呂井委員	パワハラ防止について、学校現場のハラスメント防止委員会を設立し、ハラスメント防止の強化で、6月から規則として運用するようだが教員、生徒、時間外勤務の問題等、教育委員会としての対策はあるのか。
学校教育課長	第3期教育振興基本計画の策定の時に、議員からも質問があった。校長研修会で、年度当初の指導として学校単位の指導として進める。学校現場では、8月と12月是不祥事防止強化月間であり、ワークショップを開催し、ハラスメントも研修に含めて行うよう考えている。各学校では月間計画を立てるよう指導する。
教育長	学校教育課でガイドラインの準備をしている。
早川委員	ハラスメントにあたる状況の判断が困難な部分もある為、映像等を活用した具体例があれば分かりやすい。相互間の誤解が無いように、指導方法を日誌等の書面に残し、同じ記載が何度もあれば改善されていないという判断にもなる。

4	議事
教育総務課長	(1) 議案第1号 人事異動（鹿屋市職員）について 資料に基づき説明
教育総務課長	(2) 議案第2号 人事異動（市費学校職員）について 資料に基づき説明
教育総務課長	(3) 議案第3号 鹿屋市教育委員会の行政組織等に関する規則の一部改正について 資料に基づき説明
教育総務課長	(4) 議案第4号 鹿屋市教育委員会関係職員服務規程の一部改正について 資料に基づき説明
教育総務課長	(5) 議案第5号 鹿屋市教育委員会教育長の権限に属する事務の決裁規程の一部改正について 資料に基づき説明
教育長	原案可決とすることに異議はないか。 (異議なしとの発言)
教育長	異議がないので、議案第1号、2号、3号、4号、5号は、原案可決とする。
学校教育課長	(6) 議案第6号 鹿屋市学校管理規則の一部改正について 資料に基づき説明
風呂井委員	時間外労働について、教職員は36協定の対象となるのか。
学校教育課長	教職員に関しては教育調整額に含まれ、事務職員のみ36協定は適

	用される。
教育長	教職員は、法律上の体系で、一律４％の残業手当を適応することから、36協定には含めない。
風呂井委員	業務の効率化や労働時間の短縮化等の指導方法はどのようにしているのか。
学校教育課長	教師レベルで工夫できる事や、教育課程の中でスリム化できるものがないか見直しをしている。本年度から、校務支援ソフトの導入で、年度始めや学期毎の事務業務の短縮化に取り組んで行く。中学校の部活動時間は、ガイドラインを定め、活動時間内で働き方の見直しをする指導をしている。
教育長	担任を受け持つ教員は、他教科の成績を転記していた。校務支援ソフトは、入力したデータを自動的に反映し、一元管理する仕組みであり、例えば高校入試を受験する際に高校に提出する資料作成等の事務業務の短縮化に繋がるなどの利点がある。既に、鹿児島市や始良市など導入されている。
教育長	原案可決とすることに異議はないか。 (異議なしとの発言)
教育長	異議がないので、議案第６号は、原案可決とする。 (7) 議案第７号 鹿屋市奨学資金条例施行規則の一部改正について
学校教育課長	資料に基づき説明
教育長	これまでとの違いについて説明がほしい。
教育総務課長	民法改定で連帯保証の場合、補償額を明示するようになった。
風呂井委員	身元保証の場合は更新が必要であったが、誓約書は法律上更新の必要なく有効なのか。
早川委員	期限はないが、返済期間はある。期間内に返済が厳しい場合は、連帯

	保証人に伝える義務がある。
学校教育課長	毎年通知をしているが、遅延が発生した場合には、担当から確認の連絡をしている。
教育長	給付型、対応型について全国的にも変化していく傾向であり、鹿屋市も検討する必要がある。
学校教育課長	成績表の提出を廃止し利用の幅を広げたが、後々返済する負債の形で残るため利用者数は伸びない。
教育長	原案可決とすることに異議はないか。
	(異議なしとの発言)
教育長	異議がないので、議案第7号は、原案可決とする。
	(8) 議案第8号 鹿屋市特別支援教育支援員設置要綱の一部改正について
学校教育課長	資料に基づき説明
教育長	年次休暇、特別休暇、報酬、社会保険等の取り消しについて補足説明がほしい。また、制度的な変更による不利益が生じることはないのか。
教育次長	地方公務員法に基づく会計年度任用職員となるため、原則、地方公務員と同等の扱いになる。年休等の違いは、国の臨時非常勤職員を準用している。基本的には、労基法に基づく有給休暇を算定する。別途、会計年度任用職員の規定を作成している。制度変更により不利益が生じることはない。
菺田委員	特別支援教育支援員が教職員に準ずるということであるが、これまでの条項が、格上げされたということか。
教育次長	昨年度までの嘱託職員や非常勤職員の処遇は改善された。特別支援教育支援員が格上げしたという事ではなく、全体的に見直しをした。
菺田委員	これまでの臨時職員は、最大5年間の継続勤務が可能であったが、今

教育次長	年度からは単年度の勤務になり採用試験もあると聞いた。 民法の雇用契約法では、5年以上の継続雇用で無期労働契約に転換の定めがあり、最大5年間の継続雇用で契約を終了していたが、会計年度任用職員は、一会計年度の雇用であり継続雇用は出来ない。しかし、再度の任用は可能だが、勤務成績等の条件がある。
教育長	これまでは、良い人材であっても最大5年の雇用契約であったが、これからは一会計年度での雇用判断となり、人事評価で更新や終了を判断していくということになる。
教育次長	1ヶ月の採用期間が法的に定められている。筆記試験はなく面接のみである。
早川委員	採用の見極めは必要だと思う。
教育長	原案可決とすることに異議はないか。 (異議なしとの発言)
教育長	異議がないので、議案第8号は、原案可決とする。
5	報告
学校教育課長	(1) 看護専門学校国家試験結果報告について 資料に基づき説明
学校教育課長	(2) 新型コロナウイルス感染症対策について 資料に基づき説明
養田委員	鹿屋市で発生した場合の対処方法は、何通りか準備をしているのか。
学校教育課長	児童生徒、保護者、教職員、一般市民がそれぞれ発症した場合の初動動作等を整理し準備している。
風呂井委員	感染症の危機管理はあると思うが、鹿屋市は危機管理の規則等はあるのか。

教育次長	新型インフルエンザの対応マニュアルはある。法律上、新型コロナウイルスは、新型インフルエンザ等に含まれた法体系になり、新型インフルエンザの対応を転用するもので、このマニュアルを新型コロナウイルスに置き換えて対応している。また、業務継続計画等を段階別に検討作業中である。条例や規則というよりは、マニュアルを整備し対応している。
6	動議の討論
教育長	発言がないので、動議はないものとする。
7	その他
教育総務課長	教育振興基本計画会議報告 資料に基づき説明。
教育長	次回の定例教育委員会は、令和2年5月12日（火）15時00分から教育長室で行う。
8	閉会
教育長	以上をもって4月定例教育委員会を閉会する。 以上